仕 様 書

1. 件名

情報基盤システムの賃貸借

2. 数量

一式

3. 目的

本件は、量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）内システムを構成するサーバ機器及びネットワークスイッチ等（以下「情報基盤システム」という。）を賃貸借により更新するものである。また、本件には賃貸借期間中の情報基盤システムに係る保守が含まれる。

4. 賃貸借期間

令和 9 年9月1日～令和 16 年8月31日（7 年間）

5. 納入場所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 本部
千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

6. 仕様

「情報基盤システムの賃貸借 詳細仕様書」に示す要件を満たすこと。

7. 必要な能力・資格等

受注者は、以下の要件を満たしていること。また、本件に係る作業及び業務を再委託する場合、再委託先についても以下の要件を満たしていること。

(1) 受注者は、ISMS(ISO/IEC 27001 またはJIS Q 27001)認証を取得していること。なお、賃貸借期間中に同認証の有効期間が満了する場合は、同認証を更新する旨を示した書類等を技術審査時に提出すること。

(2) 受注者は、接続端末数が1000 台を超える規模のコンピュータネットワークシステムの設計構築または運用管理を行った経験を有すること。

(3) 受注者は、本件で納入する各システムと同様または類似したシステムの設計構築または運用管理を行った経験を有すること。

(4) 「情報基盤システムの賃貸借 詳細仕様書」で示す保守運用管理業務を行う者(以下「業務担当者」という。)は、コンピュータネットワーク(LAN)、Linux サーバ、端末(Windows, macOS, Linux)、NDS、NTP、メールシステム等に関する技術的な知識があり、本業務を円滑に行える能力を有すること。

(5) 業務担当者は、QST担当者及び利用者と日本語でのコミュニケーションが円滑に行えること。

8. 提出図書

「情報基盤システムの賃貸借 詳細仕様書」に示す要件を満たすこと。

9. 検査

QST職員が、以下の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

(1) 賃貸借開始日までに「情報基盤システムの賃貸借 詳細仕様書 Ⅱ.構成機器の仕様等」で要求する機器の納入及び設定作業等が完了されていること。

(2) 賃貸借開始日までに「情報基盤システムの賃貸借 詳細仕様書 Ⅱ.構成機器の仕様等 11. その他(4)提出書類」で要求する書類が提出されていること。

10. その他

(1) 受注者は、QSTの情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 受注者は、本件で取得したQSTの情報を、QSTの許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。

(3) 受注者は、本件で取得したQSTの情報を、QSTの許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。

(4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、量研が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。

(5) 本件の履行にあたり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。

(6) 本件に係る情報漏えいなどのインシデントが発生した際には、速やかにQST担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。

(7) 受注者は、QSTから本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況をQSTからの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。

(8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QSTの許可無くQST外

部に持ち出してはならない。

(9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除または返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。

(10) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、QSTに帰属するものとする。

(11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面をQSTに提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う、当該相手方の行為について、QSTに対してすべての責任を負うこと。

(12) 本件を実施するために必要なQSTの情報は、本件の契約後、受注者がQSTに守秘義務の誓約書を提出した後に、QSTが定めた方法により開示する。

(13) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

(14) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

(15) 仕様書及び「情報基盤システムの賃貸借　詳細仕様書」上疑義が生じた場合は、QST担当者と協議の上決定するものとする。

(要求者)
部課名　情報基盤管理部 IT運用・学術情報課
氏 名　長屋 俊